

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年12月13日

水 曜 日

第 4291 号

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定  
自立支援医療機関の指定 1
- 道路の区域変更 3
- 道路の供用開始 4
- 土地改良区の定款変更の認可 5

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請

## 告 示

### 富山県告示第481号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ながえ薬局	富山市長江1丁目5番17号	精神通院医療		平成29年12月1日

**富山県告示第482号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ハート薬局城川原店	富山市城川原一丁目17番26号	精神通院医療		平成29年12月1日

**富山県告示第483号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
訪問看護ステーションほっととやま	富山市南野田70番地みんなの輪おおさわの2階	精神通院医療		平成29年12月1日

## 富山県告示第484号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定  
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			
ほりかわ薬局	富山市堀川本郷160番71	精神通院医療		平成29年12月1日

## 富山県告示第485号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 古鹿熊滑川線	滑川市大浦1002番から 滑川市大浦1008番まで	変更前		最大 13.4 最小 5.3	410.0	新川土木 センター
	滑川市大浦 335番2から 滑川市大浦 348番2まで	変更後		最大 31.2 最小 9.5	410.0	

県道 古鹿熊滑川線	滑川市大浦 349番 2地先か ら 滑川市大浦 351番 2地先ま で	変更前		最大 13.5 最小 6.8	101.8	新川土木 センター
	滑川市大浦 349番 4から 滑川市大浦2005番まで	変更後		最大 13.7 最小 7.9	101.8	
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市太美 229番から 南砺市太美 256番 4まで	変更前		最大 11.7 最小 5.7	171.4	砺波土木 センター
		変更後		最大 31.0 最小 12.7	171.4	

#### 富山県告示第486号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月13日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 古鹿熊滑川線	滑川市大浦 335番 2から 滑川市大浦 348番 2まで	平成29年12月13日	新川土木 センター
県道 古鹿熊滑川線	滑川市大浦 349番 4から 滑川市大浦2005番まで	平成29年12月13日	新川土木 センター
県道 金沢湯涌福光 線	南砺市太美 229番から 南砺市太美 256番 4まで	平成29年12月13日	砺波土木 センター

**富山県告示第487号**

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年11月28日認可した。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県告示第488号**

土地改良区の定款変更の認可について

福岡町土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成29年11月28日認可した。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月13日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成29年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人えがお
- 3 代表者の氏名  
千葉 靖子

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市山室荒屋574番地

5 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、医療情報の提供や医師の育成、カウンセリングに関する事業を行い、健康の増進に寄与することを目的とする。